

議案第 3 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
の一部を改正する条例案

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 43 年桐生市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の例により
実施機関が市長と協議して定める額

第 13 条第 1 項中「同順位者」を「、同順位者」に改める。

附則第 4 条第 5 項中「前 4 項」を「前各項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

議 案 説 明

議案第 3 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案

会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、条例中の文言整理を行おうとするものです。